



岐阜県政記者クラブ加盟社各位

令和8年9月16日（水）岐阜県発表資料			
担 当 課	担 当 係	担 当 者	電 話 番 号
出 納 管 理 課	用 度 係	伊 藤	内線 8021 直通 058-272-8715 FAX 058-278-2787

入札参加資格停止の措置について

1 概 要

イオンディライト（株）が請け負った長野県伊那郡辰野町内の現場において、令和4年12月13日にクレーンを用いた汚泥回収作業を実施するに当たり、法令で定める玉掛け資格を有していないにもかかわらず、つり上げ荷重1トン以上のクレーンに係る玉掛け業務に従事したことに関し、貴社及び貴社の社員が、令和7年12月15日に伊那簡易裁判所から労働安全衛生法違反により罰金刑の略式命令を受けた。

2 対 応

「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領」第2及び別表第1第3号の規定にもとづき、入札参加資格の停止措置を講じる。

3 停止措置業者及び停止期間

停止事業者	本社所在地	資格停止の期間
イオンディライト （株）	東京都	令和8年9月17日から令和8年11月16日まで （2か月）

4 参 考

「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領」（抜粋）
（入札参加資格停止）

第2 知事は、有資格業者が別表第1及び第2に掲げる措置要件のいずれかに該当する場合は、期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、当該有資格業者について個別の入札に参加できないようにする措置（以下「入札参加資格停止」という。）を行うものとする。

別表第2第5号

措 置 要 件	期 間
（不正又は不誠実な行為） 5 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	1か月以上 9か月以内